

《福祉医療費助成制度》（7月1日から）

制度	対象者	所得制限 2019年中の所得	一部負担金			
			区分	自己負担割合	自己負担限度額(月額)	
高齢期移行助成	65～69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方 ※1 昭和27年7月1日生まれ以降の方は下記	Ⅱ	2割	外来	12,000円
					入院	35,400円
			Ⅰ	2割	外来	8,000円
					入院	15,000円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は、20歳)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方 低所得者は一部支給基準内であれば対象	【一般】	—	外来※2	800円
					入院※4	3,200円
			【低所得】※5	—	外来※2	400円
					入院※4	1,600円
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】	—	外来※2	600円
					入院※4	2,400円
			【低所得】※5	—	外来※2	400円
					入院	1,600円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者					
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	—	—	外来※2	400円
					入院	無料
こども医療	小学4年生～中学生(15歳到達後の最初の3月末日まで)	(0歳児は所得制限なし)	—	—	外来※3	2割負担 1,600円
					入院	無料

- ※1 昭和27年7月1日生まれ以降の方は、次のいずれかの要件を満たす方が対象
【区分Ⅰ】世帯員全員に所得がない方 【区分Ⅱ】上表の所得制限に加えて要介護2以上の方
- ※2 外来の自己負担限度額は、1医療機関・1薬局ごと(月2回まで)
- ※3 こども医療の外来の自己負担限度額は、2割負担で、1医療機関・1薬局ごと月1,600円まで
- ※4 母子家庭等・重度障害者医療の中学生以下の入院は、医療機関で自己負担限度額を支払後、申請により自己負担限度額分を払戻し
- ※5 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得80万円以下の方

児童手当を振り込みます

6月期の児童手当(2～5月分)を6月15日(月)に指定の金融機関口座へ振り込みます。

児童手当の現況届を提出してください

現況届とは、児童手当を引き続き受けられるかどうかを6月1日時点の状況で確認するためのものです。現況届の提出がなければ、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。該当者には、

6月上旬に書類を郵送しますので必ず期日までに提出してください。なお、郵便物が届かない場合は再発行しますので連絡してください。

▼提出期限 6月30日(火)

【郵送可(当日消印有効)】

※午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日は除く)

▼提出場所 市民課または各振興局市民福祉課
《問合せ》市民課 ☎21-9015

※掲載している情報は編集時点(5月13日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

福祉医療の受給者証を更新

7月1日から新しい受給者証になります

福祉医療とは、乳幼児や小・中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課 ☎21-9061

または各振興局市民福祉課

自己負担の注意点

- 兵庫県外の医療機関では受給者証を使用できません。いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、問合せ窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。
- 健康保険適用外の費用(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・食事代など)は、助成対象外です。
- 学校(保育所・幼稚園・小中学校等)管理下で生じたけがなど、災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外です。
- 他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

6 月下旬に新しい受給者証を郵送します

有効期間が6月30日(火)までの「福祉医療費受給者証」(黄色)を持ち、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(うぐいす色)を郵送します。7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。

また、所得制限などにより受給対象とならなかった方には、非該当の通知を郵送します。

※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

2 020年1月2日以降に転入した方等へ

2020年1月2日以降に転入した方(本人、配偶者、扶養義務者)および市外に住んでいる扶養義務者は、2020(令和2)年度所得課税証明書(2019年中の所得)の提出が必要です。

※所得課税証明書は、2020年1月1日現在で住所があった市区町村で入手してください。

新たに受給資格を有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、問合せ窓口で申請してください。

▼対象

- 昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
 - その他、受給資格要件を満たしているが、未申請の方
- ※申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。



届出のお願い

転居、転出、世帯構成の異動、修正申告等があった場合は、受給資格が変わる可能性がありますので、届出が必要です。

※掲載している情報は編集時点(5月13日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。